

見 積 一 覧 表

契 約 の 方 法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）		
当 該 業 者 を 選 定 し た 理 由	上記が第1号（少額随意契約）以外の場合に記載すること。 別紙理由書のとおり		
業 務 番 号	五農整委託第18号	発 注 担 当 課	農村整備課
業 務 名	五所川原市浸水想定区域図及びため池マップ作成業務委託		
業 務 場 所 （ 対 象 地 域 ）	五所川原市大字神山外 地内		
履 行 期 限 又 は 履 行 期 間	令和2年3月27日		
業 務 概 要	ため池調査業務 浸水想定区域図作成 20箇所 ため池マップ作成 102箇所		
見 積 依 頼 業 者	見積書記載金額（円）	摘 要	
青森県土地改良事業団体連合会	17,400,000	決 定	
備考 見積額（契約額）は、見積書記載金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。			

随意契約理由

- 1 青森県土地改良事業団体連合会（以下「県土連」という。）は、土地改良法第111条の2に規定された会員（青森県内市町村、青森県内土地改良区）協同の組織であり、法人税法第2条第6号により公益法人として位置づけられている。また、県土連は農林水産大臣により設立を許可され、営利を目的としない極めて公益的色彩が強い組織であることから、本業務における防災・減災上の結果の中立性を保つことができる。
- 2 県土連は昭和58年度に実施した青森県内のため池の初期調査から現在に至るまで、青森県と一体となってため池台帳の作成及び管理を実施しているため、青森県内の全てのため池（約1,800箇所）に関する位置情報や基本データを有している。また、国が定めたため池の点検内容やデータベース作成等において、その項目及び作成要領等を詳細に熟知している。
- 3 県土連は平成25年度に青森県西北地域県民局が業務発注した受益面積2ha以上の五所川原市管内122箇所のため池点検、及びため池ハザードマップ作成の前段であるため池決壊時の浸水想定区域図作成業務を受託し、これらについて浸水想定区域図と氾濫解析結果を有している。また、平成26年度には五所川原市が業務発注した受益面積2ha未満の14箇所のため池点検、及び92箇所のため池ハザードマップ作成業務を随意契約により受託し、契約どおり完了している。
- 4 本業務は五所川原市管内20箇所のため池を対象とした浸水想定区域図作成、及び102箇所の防災重点ため池を対象としたため池マップ作成であるが、県土連は前述のとおり青森県内のため池の状況に精通しているため、効率的な作業による効果的な成果納入が可能である。また、水土里情報システム（地理情報システム）、ため池氾濫解析システム（エスアイ・ポンド）及び最新版のゼンリン地図を有していることから本業務を確実に履行できる。

以上のとおり、本業務の発注に当たっては、県土連が有するため池に関する各種資料、知識、及び技術を活用することが経済的にも最も有利であることから、県土連と随意契約（地方自治法施行令167条の2第1項第2号）するものである。